国民健康保険税 条例の改正

必要な税収を確保し健全な国保財政を維持するため、令和4年度 課税分から国民健康保険税の税率が変わります。

改正にあたっては埼玉県国民健康保険運営方針や標準保険税率などを踏まえ、慎重に検討を行いました。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児がいる 世帯に対し、一律に国民健康保険税を軽減するための条例改正を行いました。 問国保年金課☎例835

税率等の改定

医療給付費分の所得割率、介護納付金分の所得割率および均等割額を改定します。

改定前の税率との比較は表1のとおりです。

表1 税率等比較一覧表

課税区分	算定区分	改定前 (令和3年度)	改定後 (令和4年度)		
医療給付費分	所得割率	7.30%	7.80%		
	均等割額 (1人当たり)	28,000円	28,000円		
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.20%	2.20%		
	均等割額 (1人当たり)	13,000円	13,000円		
介護納付金分 40歳から64歳までの 方のみ	所得割率	2.00%	2.60%		
	均等割額 (1人当たり)	10,000円	13,000円		

未就学児に係る均等割額の軽減の実施

令和4年度から小学校入学前の被保険者(未就学児)について、 就学する前年度分までの国保税の均等割額の5割を軽減します。

低所得世帯に対する均等割額の軽減を受けている場合は、軽減後 の均等割額から5割軽減します。

軽減区分ごとの軽減額については、表2のとおりです。

表2 軽減区分ごとの未就学児に係る一人当たり均等割額

軽減区分	医療分	後期高齢者 支援金等分	均等割額計
軽減なし世帯	14,000円	6,500円	20,500円
2割軽減世帯	11,200円	5,200円	16,400円
5割軽減世帯	7,000円	3,250円	10,250円
7割軽減世帯	4,200円	1,950円	6,150円

※実際の課税額は課税区分ごとに合算後、100円未満切り捨てとなります。

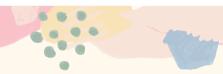
改正後の国民健康保険税額

表1をもとに計算したモデル世帯ごとの国保税は表3のとおりです。

表3 国保税額(年税額)の比較(モデルケース)

	モデル世帯の条件	改定前 (令和3年度)	改定後 (令和4年度)
例1	65歳単身世帯 年金収入210万円 (所得100万円)	86,900円	89,700円
例2	65歳夫婦の2人世帯 年金収入260万円 (所得150万円)	167,200円	172,500円
例3	40歳夫婦と子二人の 4人世帯 (小学生1人、未就学児1人) 給与収入430万円 (所得300万円)	479,500円	493,200円

詳しくは、市ホームページをご覧になるか、国保年金課へお問い合わせください。



国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。 届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)など、本人確認が できるものをお持ちください。 問国保年金課☎例214

資格の取得・喪失手続き

●加入(資格取得)

図社会保険、共済組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方

時離職および喪失の確認ができる書類(離職票、社会保険資格喪失証明書など)、基礎年金番号通知書または年金手帳(60歳未満の方で、国民年金加入者を除く)



●脱退(資格喪失)

囫国民健康保険に加入していた方で、社会保険、共済組合など他の 健康保険に加入した方

樹新しい保険証、国民健康保険証

給付の手続き

●出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金42万円を支給します。

●亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費5 万円を支給します。

●医療費が高額になるとき

1カ月の医療費が、世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を高額療養費として支給します。入院や高額な外来診療をするときは、事前に国保年金課で「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関などの窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなります。

●交通事故などに遭ったとき

交通事故などの第三者(加害者)の行為でけがや疾病した場合でも、届け出をすることで保険証を使って診療を受けることができます。なお、示談を済ませるとその内容によっては保険証を使って診療を受けることができなくなりますので、早めに届け出をしてください。

保健事業のご案内

●特定健診・特定保健指導

40歳以上の被保険者を対象に特定健診を実施します。また、特定健診の結果、メタボリックシンドロームに該当した方へ特定保健指導をご案内します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



資格の取得・喪失、給付については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での手続きにご協力をお願いします。